様式第１号（第５条関係）

物件登録申請書

　　年　　月　　日

益子町長　宛て

申請者　〒

　　　　　　　　　住所

氏名

　益子町空き家制度実施要綱に定める趣旨等に賛同し、下記の利用上の確認事項に同意のうえ、空き家等物件情報の登録をしたいので、同要綱第５条第１項の規定に基づき、物件登録カード（様式第２号）のとおり申請します。

記

【　利用上の確認事項　】

１　物件の所有権を有する方が複数の場合は、代表者を定めて申請してください。

２　建物又は土地が共有名義のときは、共有者全員の同意を得てください。また、その他重要な権利を有する方の同意も得てください。

３　法律等による売買、賃貸等ができない規制が適用されている場合、登録できません。

４　所有者等が益子町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第２条第３号又は第４号に規定する暴力団員又は暴力団員等の場合、登録できません。

５　物件の所有権等について、町は固定資産税の課税資料、登記事項等により確認を行います。

６　本制度は町、公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部及び公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「不動産団体県本部」という。）並びに本制度の趣旨に賛同する町内宅地建物取引業者（以下「協力業者」という。）の協定に基づくものです。このため、不動産団体県本部及び協力業者に対し、担当する物件の空き家等物件情報を提供します

７　登録に際し、町、担当協力業者等が現地物件を調査し、写真等を撮影します。

８　物件登録カードの一部及び写真で撮影した現状（「物件概要」）を町ホームページへの掲載その他の方法により公開します。

９　町は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）により、契約の媒介等について一切関与しません。

10　物件の交渉等については自己の責任にて行い、町に対して責任を求めることはできません。

11　町は、物件の購入等を希望する者（以下「利用希望者」という。）に物件の所在地及び所有者等の氏名、住所の情報は開示しません。ただし、交渉過程で担当協力業者から利用希望者へ提供されます。

12　契約成立時には、所有者等と担当協力業者の間に媒介手数料（報酬）が発生します。

13　登録した空き家等物件情報に変更が生じたとき又は当該登録を取り止めるときは、速やかに町に報告してください。

14　物件登録完了後未契約期間が２年を経過すると、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望する場合は、改めて登録申請が必要となります。

15　その他空き家・空き地バンク制度の充実のため協力をお願いすることがあります。